

神戸市多胎ピアサポート事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多胎妊産婦等を対象に、多胎児の妊娠・出産・育児について、多胎児の子育て経験のあるピアサポーターによる相談を行うことで、悩みや不安、孤立感等の解消を図ることを目的として実施する「神戸市多胎ピアサポート事業」（以下、「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、神戸市とする。ただし、前条の目的を達成するために、本事業について、適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。本事業の委託を受ける団体等（以下、「団体」という。）は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 本事業に従事する多胎児の育児経験のあるピアサポーター（以下、「多胎ピアサポーター」という。）の人員の確保ができること。
- (2) 第3条に規定する事業内容を提供できること。
- (3) 区保健福祉部、北神区役所保健福祉課、北須磨支所保健福祉課（以下、「区保健福祉部等」という。）及び神戸市こども家庭局と連携・調整ができること。

(事業内容)

第3条 本事業は次の各号を実施するものとする。

- (1) 多胎妊産婦等へのピアサポーター派遣事業
- (2) 多胎妊産婦等のオンラインひろば
- 2 多胎妊産婦等へのピアサポーター派遣事業は、第4条第1項第1号に規定する対象者へ多胎ピアサポーターを派遣し、次に掲げる内容を行う。
 - (1) 自宅等への多胎ピアサポーターの派遣
利用者の自宅等へ多胎ピアサポーターを派遣し、多胎児の育児に関する相談等を行う。
 - (2) 乳児健康診査（4か月児健康診査及び9か月児健康診査）の同行サポート
乳児健康診査時に多胎ピアサポーターが付き添い、待ち時間を利用して利用者へ多胎児の育児に関する相談等を行う。
- 3 多胎妊産婦等のオンラインひろばは、第4条1項第2号に規定する対象者へ、オンラインミーティングツールを用いて多胎児の育児に関する相談等及び多胎妊婦とその家族に対する講義を行う。
講義内容は次に掲げる内容とする。
 - ・多胎児の妊娠、出産、育児の基礎知識について
 - ・産前産後に使える支援制度について
 - ・多胎児の妊娠、出産、育児の体験談
- 4 第2号及び第3号に定める多胎児の育児に関する相談等は次に掲げる内容を行う。
 - (1) 多胎児の妊娠・出産・育児に関する不安や悩み等の相談
 - (2) 多胎児のサークル等に関する情報提供
 - (3) その他、利用者が話す不安や悩みの傾聴

(利用対象者)

第4条 本事業の利用対象者（以下、「利用者」という。）は、神戸市に居住する者のうち、次の各号に定めるものとする。

- (1) 多胎妊産婦等へのピアサポーター派遣事業
多胎妊婦、または1歳未満の多胎児を養育する保護者のいずれかに当てはまるものとする。
- (2) 多胎妊産婦等のオンラインひろば
多胎妊婦又は多胎児を養育している保護者及びその家族を対象とする。

(利用回数及び利用期間)

第5条 多胎妊産婦等へのピアサポーター派遣事業の利用回数及び利用期間は次の各号に定めるものとする。

- (1) 利用回数
多胎児の妊娠中から産後1年未満までの期間をとおり、5回を上限とする。
 - (2) 利用期間
多胎児の妊娠中から多胎児を出産後1年未満までとする。また、多胎児の出生後から養育している保護者の場合は、当該多胎児が1歳になる前日までとする。
- 2 多胎妊産婦等のオンラインひろばは、利用回数及び利用期間は設けない。

(実施日、実施時間)

第6条 多胎妊産婦等へのピアサポーター派遣事業の実施日及び実施時間は次の各号に定める通りとする。

- (1) 自宅等への多胎ピアサポーターの派遣の実施日時、毎週月曜日から金曜日の10時から12時を基本とし、利用者の希望によっては毎週月曜日から金曜日の13時から16時までも含める。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までの期間は除く。
 - (2) 乳児健康診査時の同行サポートの実施日時は、毎週月曜日から金曜日の10時から16時を基本とし、乳児健康診査の同行にかかる時間に応じ、柔軟に対応するものとする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までの期間は除く。
- 2 多胎妊産婦等のオンラインひろばの開催日は、神戸市と団体とで協議して決定する。

(利用申請)

第7条 本事業の利用を希望する者（以下、「申請者」という。）は、e-KOBEに掲載する本事業の申請フォームより必要事項を記入し、申請を行うものとする。

(申請情報の取扱い)

第8条 前条で利用申請があったもののうち、本事業対象と認められるものについて、神戸市こども家庭局家庭支援課は、団体及び当該申請者の居所のある区保健福祉部等へ申請者情報を送付する。

(日程調整及び案内等)

第9条 団体は、申請者情報を受領後、次の各号に定める日程調整等を行うものとする。

(1) 多胎妊産婦等へのピアサポーター派遣事業

派遣する多胎ピアサポーターを調整のうえ、申請者と日程調整を行う。また、初回の自宅等への訪問時及びその他保健師の同行が必要な場合は、当該申請者の居所のある区保健福祉部等へ連絡を行い、日程調整を行う。

(2) 多胎妊産婦等のオンラインひろば

申請者へオンラインひろばの参加に必要な URL 及びパスワード等を送付する。

(多胎妊産婦等へのピアサポーター派遣事業の変更の連絡等)

第10条 利用者は、申請した事項に変更が生じた場合は、速やかに団体に連絡しなければならない。

2 前項の変更のうち、日程を変更又は中止する場合は、利用者は当該利用日の前日の17時までに、E-mail 又は電話等の手段により団体に連絡しなければならない。

3 変更連絡を受けた団体は、E-mail、または電話等の手段で、区保健福祉部等に連絡するものとする。なお、区保健福祉部等職員が訪問時同行をする予定であった場合は、団体は速やかに区保健福祉部等へ連絡すること。

4 利用者の都合により当日急遽キャンセルとなった場合のうち、すでに多胎ピアサポーターが目的地に向かっていた場合は、当該訪問にかかる費用として第12条に定める額をキャンセル料として、神戸市は団体の請求に基づき支払う。

5 団体の都合により当日キャンセルをした場合は、神戸市は第12条に定める額を支払わない。

(実施結果の報告)

第11条 団体は、次の各号に定める報告書等を作成し、神戸市へ報告するものとする。

(1) 多胎妊産婦等へのピアサポーター派遣事業

- ・神戸市多胎妊産婦等へのピアサポーター派遣事業内容確認書(様式1号)
- ・神戸市多胎妊産婦等ピアサポーター派遣事業報告書(様式2号)

(2) 多胎妊産婦等のオンラインひろば

- ・神戸市多胎妊産婦等のオンラインひろば 報告書(様式3号)
- ・神戸市多胎妊産婦等のオンラインひろば 参加者一覧(様式4号)

2 団体は、本事業の利用者のうち、継続的に支援が必要な利用者について、区保健福祉部等と情報交換を行う等、連携するものとする。

(委託料)

第12条 本事業に要する費用は次の各号に定めるものとする。

(1) 多胎妊産婦等へのピアサポーター派遣事業

1件あたりの費用は、別表1に定める額とする。第10条に規定するキャンセルの場合は、別表2に定める額をキャンセル料として支払う。

(2) 多胎妊産婦等のオンラインひろば

1回あたりの費用は、別表3に定める額とする。

2 前項のほか、事業実施にあたって必要な事務費等の金額は、別途締結する委託契約において定める。

(委託料の請求)

第13条 団体は、本事業の委託料の請求について、神戸市多胎妊産婦等へのサポーター事業月別利用報告書(様式5号)、神戸市多胎妊産婦のサポーター事業委託料請求書(様式6号)を作成し、第11条に記載する報告書の当月分を併せて、翌月10日までに市長に請求するものとする。

2 前条1項第2号及び第2項に規定する、事業実施にあたって必要な経費の請求方法は、別途締結する委託契約において定める。

(委託料の支払)

第14条 市長は、前条の規定に基づき費用の請求を受けた時は、その請求内容を審査し、支払要件を満たしているものについて、別途締結する委託契約に基づき支払を行う。

(研修の実施)

第15条 団体は、本事業に従事する多胎ピアサポーターに対し、必要な研修を実施又は受講させ、資質向上に努めるものとする。

(帳票類の整備等)

第16条 団体は事業の適正な実施を確保するため、サービスに関する記録、その他必要と認める帳票類を整備しなければならない。

2 市長は、団体に対し、帳票類等の提出又はサービス内容の確認等について、必要な調査を実施することができる。

(帳票類の保管及び廃棄)

第17条 帳票類は5年間保存しなければならない。保存に際しては、所定の保管場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意するものとする。

2 保存年限の過ぎた帳票類を廃棄する場合は、裁断又は溶解処理を確実に実施するものとする。

3 前項の処理を行った場合は、その旨を書面で市長に報告しなければならない。

(事業内容の改善)

第 18 条 市長は、本事業の適正な実施を図り、良質なサービスが提供されるよう、団体の業務内容を調査し、改善について必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第 19 条 本事業の実施にあたり、事業者は個人情報の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課すなど、関係法令を遵守することに加え、別に定める「情報セキュリティ遵守特記事項」及び個人情報の保護に関する法律に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記事項やガイドライン等を遵守しなければならない。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1) 多胎妊産婦等へのピアサポーター派遣事業：1 件あたりの委託料

多胎ピアサポーター派遣の人数	委託料 (税込)
1 名派遣の場合	4,400 円
2 名派遣の場合	8,800 円

(別表 2) 多胎妊産婦等へのピアサポーター派遣事業：1 件あたりのキャンセル料

多胎ピアサポーター派遣の人数	委託料 (税込)
1 名派遣の場合	2,200 円
2 名派遣の場合	4,400 円

(別表 3) 多胎妊産婦等のオンラインひろば：1 回あたりの委託料

委託料 (税込)
55,275 円